

アルコ清洲指定管理者の指定に関する事務スケジュール（案）

指定管理者選定審議会の設置・協議（1月18日）

- ・スポーツ課及び生涯学習課各種団体長及び関連幹部職員等を中心に組織
- ・申請要項・仕様書・採点表の審査承認

指定管理者の申請要項配布（1月23日～2月2日）（11日間）

- ・ホームページによる公募
- ・申請要項の提示（施設の概要、申請資格、選定の基準など）

質疑等の受付（1月23日～1月25日）（3日間）

- ・質疑等を受付、1月26日までに回答

申請受付（1月27日～2月2日）（7日間）

- ・提出書類（資格証明書、業務計画書、収支計画書など）の確認

指定管理者選定審議会での審査（2月6・7日）

2/6・7の内1日

- ・選定審議会において、選定の基準（市民の平等利用、最大限の効用発揮、管理能力、経費縮減その他市として定める基準）に照らし、最も適当な団体を選定
- ・プロポーザル方式によりヒアリングで最も適当な団体を選定

選定結果の報告（2月10日）

- ・市長に対し選定結果を報告

選定結果の通知及び仮協定締結（2月中旬）

- ・申請者に対し選定結果を通知
- ・指定管理者選定団体と仮協定締結

指定議案・予算議案の提出（3月議会）

- ・指定管理者となるべき団体の名称、指定期間などに関する議決
- ・指定期間内に支払うべき管理費用の債務負担行為及び年間予算の議決

指定の通知・告示（議会後）

- ・指定管理者選定団体に指定管理者として指定する旨を文書で通知
- ・指定管理者の指定について告示

現在の指定管理者から新指定管理者への事務引継ぎ（3月下旬）

- ・指定管理者変更の場合、事務引継ぎ事務

基本協定の締結（議会後）

- ・指定管理者と管理の細目的事項等について基本協定書を締結
- ・事業計画書の提出

管理業務の開始（平成24年4月1日）